

# 月報私学

9

2022  
VOL.297



聖ステパノ学園の「海の見えるホール」と、空から森の中にガラスの箱をそっと置いたような外観の中学校の校舎「森の中の教室」からは、相模湾全体が見渡せます。森の緑に囲まれて3棟並んだ小学校の校舎はすべて木造平屋建てで、それぞれに「信仰」、「希望」、「愛」と名付けられており、創立時からの願いが込められています。

写真提供 学校法人聖ステパノ学園 聖ステパノ学園小学校・中学校（神奈川県中郡大磯町）

## CONTENTS

|                                                                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| ●就任のあいさつ 理事長 福原 紀彦 .....                                                            | 2  |
| ●令和3年度 私学事業団の業務報告及び決算 .....                                                         | 3  |
| ●令和4年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内 .....                                                  | 8  |
| ●私学共済法施行令等の一部を改正する政令が公布されました／<br>特定学校法人等及び短時間労働加入者にかかる届け出／短期給付等事務にかかる標準報酬月額表の改正 ... | 9  |
| ●被扶養者の再審査と加入者証等の検認を実施します .....                                                      | 10 |
| ●定時決定にかかる確認通知書を送付します .....                                                          | 11 |
| ●令和3年度 年金積立金の運用状況 .....                                                             | 12 |
| ●積立貯金の利率変更／共済定期保険後期募集にかかる学校加入コースのご案内<br>被扶養者にかかる後期高齢者の住所届／宿泊所・保養所の年末年始の宿泊予約 .....   | 14 |
| ●令和4年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会 .....                                                   | 15 |
| ●INFORMATION .....                                                                  | 16 |
| ●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 .....                                                            | 18 |



## 就任のあいさつ

### 日本私立学校振興・共済事業団

#### 理事長 福原紀彦

このたび、清家篤前理事長の後任として、令和4年7月1日付けにて日本私立学校振興・共済事業団の理事長に就任いたしました。今、学制150年の記念すべき時期に、未来を拓く人を育み、その尊い職務に従事する人々を支えることが大切であるとの認識と価値観を多くの方々と共有して、我が国の私立学校の振興と私立学校教職員の福利厚生向上に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくご指導ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

私たちが生きる日本の現代社会は、少子高齢化が進行するなかで、資本化とグローバル化が電子（デジタル）情報の利活用によって高度に進展し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の名のもとで生活や活動の新しい様式（New Normal）が開発され普及し、各種組織や社会構造全体が大きな変革期を迎えています。また、新型コロナウイルス感染症のまん延が繰り返され、気候変動や国際紛争等により、人類が大きな危機に面しています。そして、現代社会でさまざまな役割を担う事業組織にとっては、AI・データサイエンスが支えるSociety 5.0と称される近未来社会を見据えて、人類共通の持続的開発目標（SDGs）に向けた取り組み（カーボンニュートラル、働き方改革等）や経営姿勢（パーパスと呼ばれる社会的存在意義を認識した実践）が求められています。

こうした時代にあつてこそ、私たちは、人類の持続的可能性を担保する礎として、将来の社会を担う人材の育成と諸科学の発展を支える学校の機能を維持強化し、それらに携わる人々の安全と生活を確保することの大切さ

を、今一度しっかりと認識しなければなりません。そして、ここでは、我が国の公教育を支える私立学校の存在意義は、ますます重要になっているということができます。それは、私立学校が、社会のさまざまなリソースを結集・活用して、歴史と伝統に支えられた建学の精神と創立の理念のもとに個性と多様性を発揮し、教育と研究を継続発展させているからにほかなりません。

我が国では、昭和22年の学校教育法の制定に続いて、昭和24年に制定された私立学校法により、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的」として、私立学校の公共性を高めるという観点から、その設置者を特別の法人とする学校法人制度が創設されました。昭和50年には、「学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的」として、私立学校振興助成法が制定されています。我が国の私立学校を支える諸制度は、社会と時代の要請を受けて変遷を遂げつつありますが、今日、さらに適切な制度設計を行い、一層のガバナンス改革を推進することが重要な課題となっています。この場合、不祥事防止にとどまらず、学校法人の沿革や設置する学校種・規模その他の多様性に配慮し、学校法人組織を強靱にして、

学校の教育・研究・社会貢献の機能を高めることが、真に実効性のある改革につながると考えることができます。

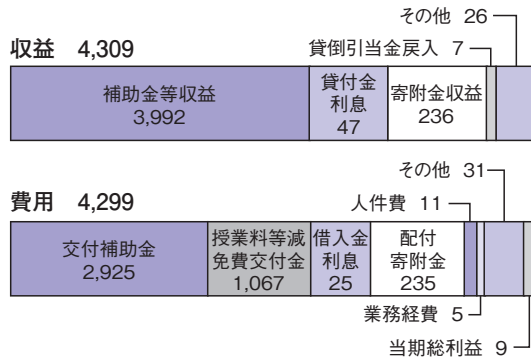
そうした法制度の改革と運用に併せて、本事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もつて私立学校教育の振興に資する機関として、社会的な役割がますます大きくなっています。助成業務を拡充するため、事業団は政府の全額出資を受けており、令和4年3月末現在の資本金は1086億7786万3000円となっています。

本事業団は、社会の負託に応えて私立学校の果たす機能の充実を図ることを責務として、私立学校の活動に対する「助成業務」と私立学校に働く教職員の福利厚生向上のための「共済業務」とを遂行しています。「助成業務」では、①補助事業、②貸付事業、③助成事業、④寄付金事業（受配者指定寄付金、若手女性研究者奨励金、学術研究振興基金）、⑤減免資金交付事業、⑥経営支援・情報提供事業により、私立学校教育を支えるために必要な支援を総合的かつ効率的に行っています。「共済業務」では、①短期給付（健康保険）事業、②年金等給付事業、③福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付け等）を運営しています。現下の厳しい社会情勢のもとにあつても、拓かれた未来を展望して、効果的な補助金の配分、長期・低利融資の実施、寄付金募集活動の支援、経営支援・相談、授業料減免に対する支援などの充実・強化に努め、私学共済の加入者・被扶養者・年金受給者の方々の福利厚生向上に努めてまいります。

引き続き、本事業団の事業活動に対しまして、温かく力強いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。



図1 助成勘定の損益状況（単位：億円）



注）図1～10については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表1 学校種別の補助金交付状況

| 区 分     | 学 校 数 | 交 付 校 数 | 補 助 金 総 額   | 補助金の平均額  |              |
|---------|-------|---------|-------------|----------|--------------|
|         |       |         |             | 1 校 当 たり | 学 生 1 人 当 たり |
| 大 学     | 校 622 | 校 581   | 百万円 276,932 | 百万円 477  | 千円 139       |
| 短期大学    | 303   | 272     | 15,354      | 56       | 148          |
| 高等専門学 校 | 3     | 2       | 219         | 109      | 133          |
| 計       | 928   | 855     | 292,505     | 342      | 140          |

注）表1～3、6については、単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

表2 貸付事業実績

| 区 分       | 貸 付 実 績 |            |
|-----------|---------|------------|
|           | 件 数     | 金 額        |
| 一 般 施 設 費 | 件 77    | 百万円 23,193 |
| 教育環境整備費   | 3       | 481        |
| 災 害 復 旧 費 | 3       | 3,047      |
| 公 害 対 策 費 | 1       | 531        |
| 特 別 施 設 費 | 7       | 6,571      |
| 合 計       | 91      | 33,822     |

これにより、年度末の貸付金残高は522億7371万円となりました。

若手・女性研究者奨励金  
私立学校における次世代の人財育成を図るため、多様で特色ある研究に対して研究奨励金を交付しています。その財源は、企業等社会一般から幅広く募集する寄付金により賄っています。

表3 受配者指定寄付金の受入・配付状況

| 区 分                   | 実績額            |
|-----------------------|----------------|
| 前 年 度 繰 越 金 (A)       | 百万円 14,392     |
| 受 入 額                 | 一 般 寄 付 27,513 |
|                       | 現 物 寄 付 15     |
|                       | 計 (B) 27,528   |
| 合 計 (A) + (B) = (C)   | 41,920         |
| 配 付 額                 | 一 般 寄 付 23,480 |
|                       | 現 物 寄 付 15     |
|                       | 計 (D) 23,494   |
| 翌 年 度 繰 越 金 (C) - (D) | 18,426         |

これは、年度末に受け入れた寄付金の配付が翌年度以降となったこと等が要因です。

## 令和3年度 私学事業団の業務報告及び決算

財務部

私学事業団の助成業務と共済業務における令和3年度の業務報告及び決算の状況は次のとおりです。なお、決算は文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、私学事業団ホームページ（財務情報▼決算等の公告）に掲載します。詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

### 助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、寄付金事業、学術研究振興基金・資金事業、経営支援・情報提供事業、減免資金交付事業、助成事業の七つの事業を行っています。

令和3年度の助成勘定における損益の状況は図1のとおりです。

### 補助事業

636法人（855校）に2925億497万円を交付

国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に補助金を交付しています。

### 貸付事業

74法人に338億2190万円を貸し付け

学校法人等に対して、設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金の貸し付けを行っています。

3年度の貸付事業計画額600億円に対し、貸付実績額は338億2190万円でした（表2）。貸付金の財源は、国の財政融資資金291億円、貸付回収金等47億2190万円となっています。

### 寄付金事業

#### 受配者指定寄付金の受入れと配付

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

3年度の受入計画額220億円に対し、受入実績額は275億2789万円でした。これに前年度繰越金を加えた419億1975万円が学校法人に対する配付の財源となりました。配付実績額は234億9424万円となり、財源との差額184億2551万円を次年度に繰り越しました（表3）。

3年度は交付計画額3000万円に  
対し、75研究に3000万円を交付し  
ました(表4)。

表4 若手・女性研究者奨励金の  
交付状況

| 分野           | 研究数     | 交付額          |
|--------------|---------|--------------|
| 若手研究者<br>奨励金 | 件<br>37 | 千円<br>14,800 |
| 女性研究者<br>奨励金 | 38      | 15,200       |
| 合計           | 75      | 30,000       |

学術研究振興基金・資金事業

39研究に8120万円を交付

学術研究振興基金の運用益を学術研  
究振興資金として私立学校の学術研究  
のための設備の取得費、維持費等に対  
し交付しています。

昭和50年度創設の本基金の3年度末  
保有額は54億1524万円となってい  
ます。資金の3年度の交付計画額80  
00万円に対し、39研究に8120万  
円を交付しました(表5)。

表5 学術研究振興資金の  
交付状況

| 分野   | 研究数     | 交付額          |
|------|---------|--------------|
| 医学   | 件<br>16 | 千円<br>39,300 |
| 環境科学 | 0       | 0            |
| 理学   | 4       | 5,500        |
| 工学   | 7       | 21,000       |
| 農学   | 2       | 5,300        |
| 文学   | 1       | 1,400        |
| 法学   | 0       | 0            |
| 経済学  | 3       | 2,800        |
| 家政学  | 0       | 0            |
| 体育学  | 1       | 3,000        |
| 教育学  | 5       | 2,900        |
| 合計   | 39      | 81,200       |

経営支援・情報提供事業

私立学校の教育条件及び経営に関する  
調査・研究、指導・助言

学校法人の依頼に応じて、「経営改善  
計画の作成支援」、「学生募集」及び「人  
件費の見直し」等の経営上の諸課題に  
ついて分析資料を提供したうえで、学  
校法人と本事業団職員が意見交換を行  
い、解決策を探る面談形式の経営相談  
を行いました。経営相談以外にも会計  
処理等の質問や財務分析等の簡易な要  
望に電話やメール等で対応しました。

3年度は、「自己診断チェックリス  
ト」について、本誌及び私学事業団ホー  
ムページに掲載することで周知を図り  
ました。「経営判断指標」については、  
私学事業団ホームページに掲載すると  
ともに私学リーダーズセミナーにおい  
て説明を行い、経営判断指標に基づく  
経営状態の把握とその活用方法の周知  
に努めました。また、健全な学校法人  
運営のための参考資料として、大学・  
短期大学・高等専門学校法人に、「定  
量的な経営判断指標に基づく経営状態  
の区分」(経営判断指標の集計結果)  
を発送しました。

私立学校の教育条件及び経営に関する  
情報収集・提供

学校法人の教育条件及び経営に関す  
る情報収集を行い、学校法人及び関係  
者に対し情報を提供しています。3年

度は、全国の私立学校の財政状況を集  
計した「今日の私学財政」を発行しま  
した。また、私立大学・短期大学及び  
私立高等学校の「入学志願動向」、私  
立大学・短期大学の教育情報を取りま  
とめた「私立大学・短期大学教育の現  
状」を私学事業団ホームページで公表  
しました。

行いました。

さらに、インターネットを利用した  
「私学情報提供システム」による財務  
帳票等の提供や、講演などを通じた情  
報提供等も行いました。

各種セミナーの実施

大学・短期大学法人の新任理事を対  
象に、学校法人の理事に必要な知識を  
修得することを目的とした「私学リー  
ダーズセミナー」は、新型コロナウイルス  
感染症拡大防止の観点から、オン  
ラインにより開催しました。

大学・短期大学の若手職員を対象に、  
学校法人の経営や高等教育政策につい  
て理解を深め、大学職員としての資質  
向上を図ることを目的とした「私学ス  
タッフセミナー」については、広島ガー  
デンパレス及び仙台ガーデンパレスの  
2会場で開催しました。

大学ポータル

国公私立大学等の教育情報を公表・  
活用するための共通のなしくみである  
「大学ポータル」(私学版)を運用  
管理し、周知を図るための広報活動も

減免資金交付事業

640法人(880校)に1066億  
6277万円を交付

社会で自立し活躍することができ  
る人材を育成するための質の高い教育を  
実施する大学等における修学の支援を  
行うため、国から授業料等減免資金の  
交付を受け、これを財源として大学等  
を設置している学校法人に交付金を交  
付しています。

3年度の交付計画額1892億24  
78万円に対し、1066億6277  
万円を640法人、880校に交付し  
ました(表6)。

表6 授業料等減免費交付金交付状況

| 区分     | 学校<br>総数 | 交付<br>学校数 | 交付額           |
|--------|----------|-----------|---------------|
| 大学     | 校<br>605 | 校<br>588  | 百万円<br>99,169 |
| 短期大学   | 303      | 289       | 7,453         |
| 高等専門学校 | 3        | 3         | 41            |
| 計      | 911      | 880       | 106,663       |

※大学院大学は交付対象外のため、学校総数から除外して  
います。

助成事業

私学研修福祉社会に5000万円を助成

助成勘定の前年度利益金を財源として、私立学校教職員の資質の向上のため、一般財団法人私学研修福祉社会が行う研修事業に助成金を交付し、また、私立学校教職員の福利厚生の実施を図るため、年金等給付事業（既年金者年金増額費及び年金等給付整理資源）を対象として、厚生年金勘定へ繰り入れを行っています。

3年度の計画額は、助成金5000万円、厚生年金勘定への繰り入れ6614万円であり、これに対して助成金の交付実績は同額、厚生年金勘定への繰り入れ実績は5763万円でした。

共済業務

共済業務では、短期（医療）給付事業、年金等給付事業及び福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付けの各事業）の三つの事業を行っています。

加入者数・標準報酬平均月額・標準賞与平均年額

令和3年度末の加入者数は61万1502人となり、（表7）のとおり、前年度より6235人増加しました。

掛金等の算定基礎となる標準報酬平

均月額及び標準賞与平均年額は、それぞれ（表8）、（表9）のとおりです。

表7 加入者数

| 令和2年度末   | 令和3年度末   | 対前年度増減 |       |
|----------|----------|--------|-------|
|          |          | 人数     | 伸び率   |
| 605,267人 | 611,502人 | 6,235人 | 1.03% |

表8 標準報酬平均月額

| 令和2年度末   | 令和3年度末   | 対前年度増減 |       |
|----------|----------|--------|-------|
|          |          | 金額     | 伸び率   |
| 373,532円 | 376,603円 | 3,071円 | 0.82% |

表9 標準賞与平均年額

| 令和2年度末     | 令和3年度末     | 対前年度増減 |       |
|------------|------------|--------|-------|
|            |            | 金額     | 伸び率   |
| 1,271,289円 | 1,280,920円 | 9,631円 | 0.76% |

※標準賞与平均年額とは、年度末時点の加入者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末時点の加入者数で除して得た数値です。

短期（医療）給付事業

介護掛金率を4月から0.047ポイント引き上げました

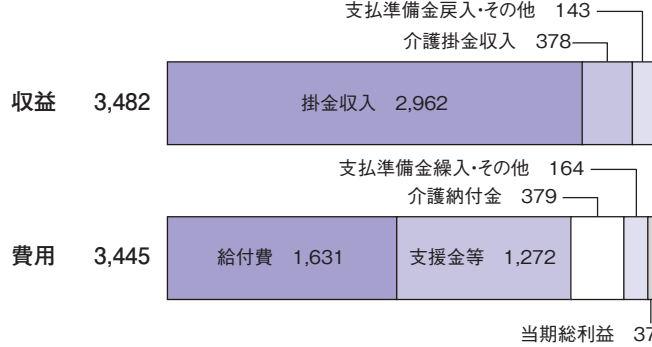
加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付の他、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

収益は、加入者の増加と介護分掛金率を引き上げたことにより、掛金収入が増加したことなどから、前年度より38億円（1.1%）増加し、3482億円になりました。

費用は、給付費、支援金等及び介護

納付金の増加により、前年度より263億円（8.3%）増加し、3445億円になりました。  
損益は、前年度より225億円（85.9%）の減益となりましたが、37億円の利益金を計上することになりました（図2）。

図2 短期（医療）給付事業（短期勘定）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

年金等給付事業

厚生年金勘定

厚生年金勘定では、厚生年金保険法に規定する加入者の老齢、障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付、経済的な共済年金の給付の他、基礎年金

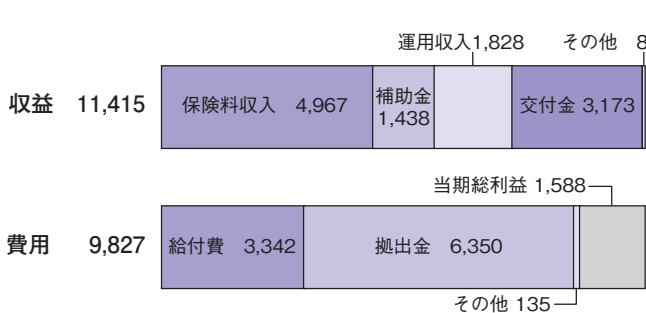
拠出金、厚生年金拠出金などの納付を行っています。

収益は、保険料収入と運用収入が増加したことなどから、前年度より406億円（3.69%）増加し、1兆1415億円になりました。

費用は、給付費と拠出金及び退職等年金給付勘定への繰入が増加したことにより、前年度より450億円（4.80%）増加し、9827億円になりました。

損益は、前年度より44億円（2.68%）の減益となりましたが、1588億円の利益金を計上することになりました。この利益金は将来の年金等給付のために積み立てることになります（図3）。

図3 年金等給付事業（厚生年金勘定）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。



年度末の年金者数は58万523人で前年度より2万5760人（4.64%）増加しました。

### 退職等年金給付勘定

退職等年金給付勘定では、加入者の退職、職務上の障害又は死亡にかかる年金又は一時金の給付などを行っています。

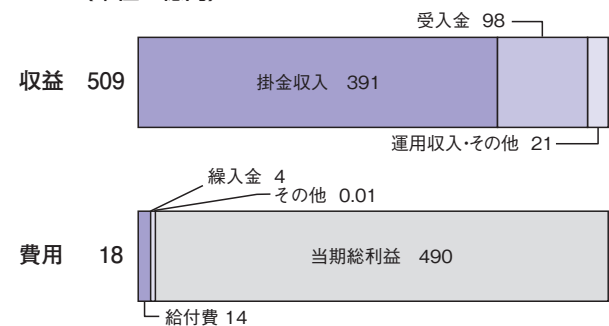
2年10月から、加入者及び学校法人等の負担を軽減するため、厚生年金勘定職域年金経理から掛金率0.3%相当額を受け入れ、当該受入金を財源として掛金率の軽減を図り1.20%としました。

その結果、収益は掛金が43億円減少したものの、受入金が49億円増加したことにより、前年度より6億円（1.2%）増加し、509億円になりました。費用は、給付費の増加などから、前年度より4億円（26.9%）増加し、18億円になりました。

損益は、前年度より2億円（0.4%）の増益となり、490億円の利益金を計上することになりました。この利益金は、将来の年金等給付のために積み立てることになります（図4）。

年度末の年金者数は5万3992人で、前年度より1万1156人（26.04%）増加しました。

図4 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

### 保健事業

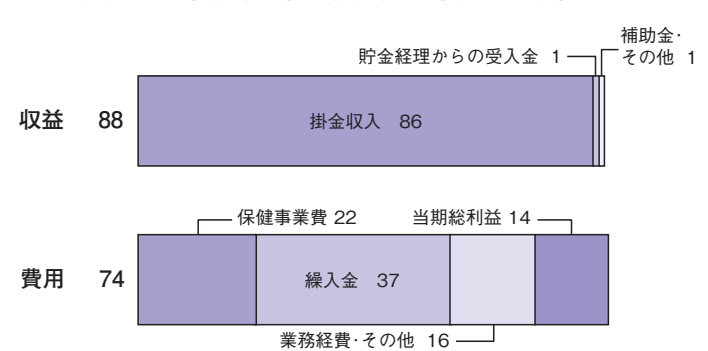
#### 人間ドック利用費用補助や特定健康診査・特定保健指導等を実施

加入者や被扶養者の健康の保持増進を目的に、人間ドック利用費用補助、特定健康診査・特定保健指導、ヘルスケアポイント、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

3年度の保健事業費は22億円でした。そのうち人間ドック利用費用補助が約52%、特定健康診査等の給付費が18%を占めています。

また、医療経理へ10億円、宿泊経理へ27億円、計37億円を繰り入れました（図5）。

図5 保健事業（保健経理）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

※福祉事業分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

### 医療事業

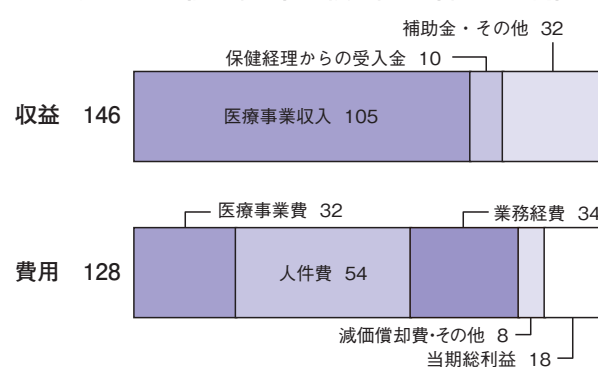
#### 直営医療施設を運営

東京臨海病院を運営しています。

収益は、医療事業収入、国及び東京都からの新型コロナウイルス関連補助金等が増加しましたが、保健経理からの臨時受入20億円が減少したことにより、前年度より14億円（9.0%）減少し、146億円になりました。

費用は、医療事業費の増加などから、前年度より5億円（4.4%）増

図6 医療事業（医療経理）の損益状況（単位：億円）



注）単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

### 宿泊事業

#### 直営宿泊施設を運営

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を全国16か所で運営しています。

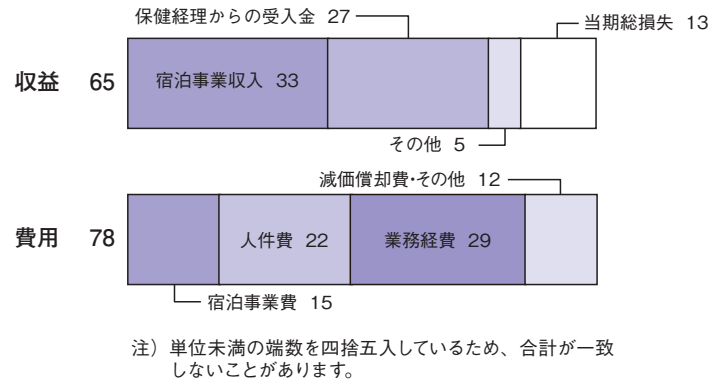
収益は、宿泊事業収入が増加しましたが、保健経理からの臨時受入30億円が減少したことにより、前年度より19億円（22.4%）減少し、65億円になりました。

費用は、宿泊事業費は増加しましたが、人件費等の減少などから、前年度

6。加し、128億円になりました（図

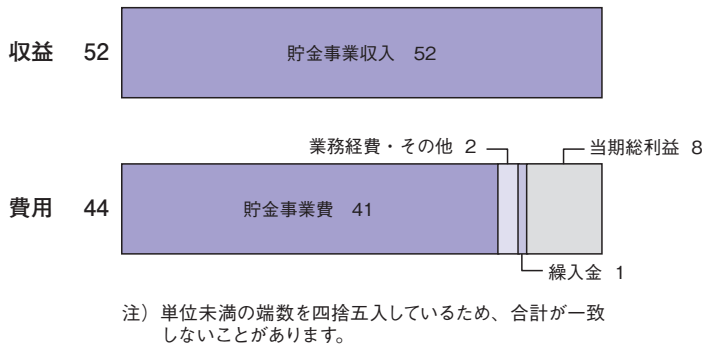
**貯金事業**  
積立貯金残高は1兆2667億円  
積立貯金、積立共済年金及び共済定期保険の事業を行っています。  
収益は、金利低下により信託収益が減少したことなどから、前年度より6億円（10・9％）減少し、52億円になりました。

図7 宿泊事業（宿泊経理）の損益状況（単位：億円）



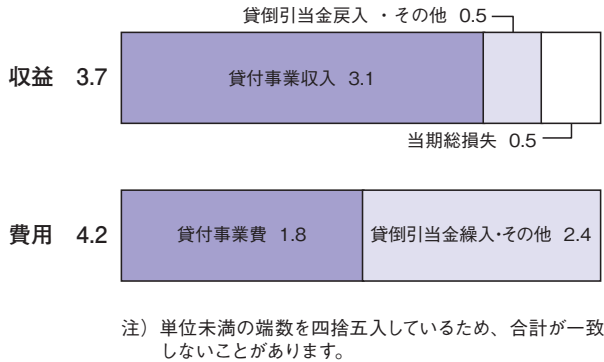
より2億円（2・2％）減少し、78億円になりました（図7）。

図8 貯金事業（貯金経理）の損益状況（単位：億円）



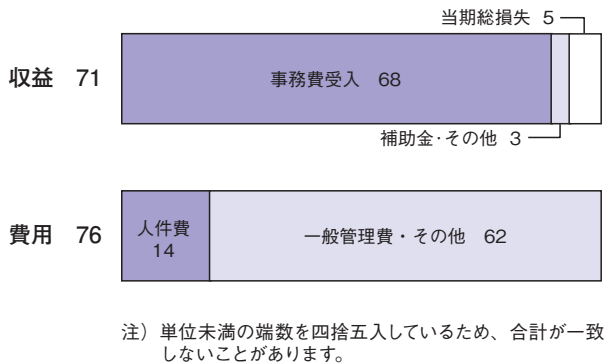
費用は、支払利息が増加したことなどから、前年度より1億円（2・4％）増加し、44億円になりました（図8）。  
なお、積立貯金の年度末の加入者数は19万7653人、貯金残高は1兆2667億円となっています。また、積立共済年金の加入者数は3万4160人、共済定期保険の加入者数は6万83人となりました。

図9 貸付事業（貸付経理）の損益状況（単位：億円）



**貸付事業**  
貸付残高は224億円  
加入者が臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける事業を行っています。  
収益は、加入者貸付の決定件数及び決定金額の減少により利息収入が減少したことなどから、前年度より8000万円（17・9％）減少し、3億7000万円になりました。  
費用は、借入金利息の減少などから、前年度より3000万円（6・6％）減少し、4億2000万円になりました（図9）。

図10 その他事務費等（共済業務勘定）の損益状況（単位：億円）



**その他事務費等**  
国庫補助金は2億7454万円  
短期（医療）給付事業と年金等給付事業の事務に要する費用を賄っています。  
収益は71億円となり、そのうち国庫補助金として2億7454万円が補助されました。  
短期給付や年金等給付の決定、加入者の資格取得、標準報酬月額の設定、掛金等額の調定などの事務に要する費用は76億円になりました（図10）。

# 令和4年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

私学経営情報センターでは、学校法人の経営改善の支援及び教育条件並びに経営に関する情報の収集・提供業務を行っています。当センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演など幅広いサービスを提供していますので、ぜひご利用ください。

## 学校法人の要望例

### ○会計処理のご質問

会計処理の仕方を教えてほしい

### ○基礎調査等のご質問

基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい

### ○規程集等の閲覧

学校法人の業務改善のため、他の学校の規程集等の事例を参考にしたい

### ○財務分析

学校の財務分析資料がほしい

### ○教育情報の活用・公表

大学等のさまざまな特色や取り組みを検索したい

### ○経営者や職員の研修・育成

私学経営に関する短期集中型の研修を受けたい

### ○研修会実施の支援

学校法人の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい

### ○改革事例等の紹介

教育改革等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい

### ○経営上の問題への解決策の提案

「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学校法人の現状にあった提案をしてほしい

### ○経営改善計画の作成支援

学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_center\\_saisei.pdf](https://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf)  
16頁～18頁、31頁参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_kaizenkeikaku.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm)

## 私学経営情報センターで提供可能なサービス

(会計処理等、基礎調査、e-マネージャについてのご質問への回答)  
電話・メールで回答します

### ●会計処理等についてのご質問

☎03(3230)7846～7848

### ●基礎調査、e-マネージャについてのご質問

☎03(3230)7840～7844



(私学情報資料室) ☎03(3230)7846～7848

学校法人等の役職員を対象に、大学・短期大学法人の規程集等が閲覧できます(私学振興事業本部(九段事務所1階))

(データ提供) ☎03(3230)7846～7848

インターネットを利用して小学校法人から大学法人が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステム「私学情報提供システム」を提供しています

◇学生数 ◇財務データ ◇財務比率表 ◇今日の私学財政 等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7838

「私学情報提供システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データを作成・提供します。ご利用に当たっては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただきます(内容により、日数を要します)

(大学ポートレート(私学版)) ☎03(3230)7852・7853

私立の大学、短期大学、高等専門学校の特色や実践している教育研究の取り組みをWebサイトに提供しています

(セミナー) ☎03(3230)7849～7851

理事長・学長向けにリーダーズセミナーを、若手職員向けにスタッフセミナーを開催しています

(講師派遣) ☎03(3230)7839

### ●センターの職員を講師として派遣します

### ●講師派遣については交通費と講演料が必要です

(経営相談) ☎03(3230)7826

### ●学校法人を訪問し、経営改革のキーパーソンとなる役員及び教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります

### ●学校法人の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをします

### ●必要に応じて事業団が依頼している専門家(公認会計士、弁護士、社会保険労務士、教学専門家等)と共同で実施します

### ●経営改善計画の進捗状況を踏まえ、適時適切な助言等を行います

### ●学校法人にて経営相談を実施する場合、所定の交通費が必要になります

※左欄の要望に対する連絡先は同色で囲まれた右欄内の電話番号となります。



私学共済法施行令等の一部を  
改正する政令が公布されました  
(短時間労働者の適用拡大関係)

業務部 資格課

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第267号。4年10月1日施行)が8月3日に公布されました(これまでご案内してきた内容に変更はありません)。

●加入者資格要件の見直し

①2か月以内の期限を定めて使用される人であっても、その定められた期間を超えて使用される見込みがある場合には、最初の雇用期間を含めその使用される期間の当初から私学共済制度の加入者となります。

②短時間労働加入者の要件から「雇用期間が継続して1年以上見込まれること」が削除されます。これにより、勤務期間要件については、通常の加入者と同様に「2か月を超える(超えることが見込まれる場合を含みます(前記①))」ことが要件となります。

●適用拡大に係る学校法人等の規模要件の見直し

現在「500人を超える」とされている学校法人等の規模要件について、「100人を超える」に改正されます。

特定学校法人等及び  
短時間労働加入者にかかる届け出

業務部 資格課

令和4年10月からの短時間労働者にかかる適用拡大により、4年8月15日に特定学校法人等に関する事前連絡を送付しました(すでに特定学校法人等となっている法人を除きます)。

該当通知が送付された学校法人等は、10月から「特定学校法人等」に該当します。短時間労働加入者に該当する人がいる場合は、10月1日以降、資格取得等の手続きをしてください。

該当見込みの通知が送付された学校法人等は、8月時点で、過去11か月において70歳未満の通常の加入者が101人以上所属する月が4、5か月あった学校法人等です。このうち特定学校法人等に該当する見込みがある(10月の時点で過去12か月のうち、6か月以上101人以上が見込まれる)場合には、「特定学校法人等該当届書DL」を提出してください。10月から特定学校法人等に該当します。

また、短時間労働加入者に該当する人がいる場合は、10月1日以降、資格取得等の手続きをしてください。

注 10月以降、新たに特定学校法人等となるが見込まれる場合は、「特定学校法人等該当届書DL」を提出してください。該当する見込みがある

場合は、事前に本事業団から通知します。

●資格取得の報告

短時間労働加入者の資格取得報告をする場合は、専用の報告書「資格取得報告書(短時間労働加入者用)DL」を使用してください。

通常の加入者である人が、契約の変更により勤務時間が短くなり短時間労働加入者に該当した場合や、短時間労働加入者が通常の加入者となった場合は、「短時間労働加入者区分変更報告書DL」により届け出てください。

●被扶養者の取り消し手続き漏れに  
注意してください

私学共済の被扶養者である人が、今回の改正により、パート先などで健康保険の被保険者になる場合は、速やかに「被扶養者取消申請書DL」を提出してください。健康保険の被保険者となった日を取り消し日となります。

収入が被扶養者としての限度額未満(60歳未満で給与収入のみの人は130万円未満)であったとしても、被扶養者にはなりません。取り消しに該当していた事実が後から判明した場合は、遡って手続きをすることになりますので注意してください。

短期給付等事務にかかる標準  
報酬月額表の改正(下限改正)

業務部 資格課

令和4年10月から短期給付等事務にかかる標準報酬月額表の下限が改正されます。これにより、加入者の年金等給付における標準報酬月額の等級と短期給付等事務における標準報酬月額の等級にずれが生じることになります。

なお、年金等給付(厚生年金及び退職年金給付(新3階年金))にかかる標準報酬月額表については、変更ありません。

この改正に伴う短期給付の等級変更については、10月中旬に学校法人等宛て「確認通知書(2)」を送付しますので、異動内容が「法律改正」となっていること及び「今回確認内容」欄にて変更後の等級を確認してください。

なお、「確認通知書(2)」は、4年10月1日付けで発行しますが、確認通知書の作成処理を行う4年10月3日時点で私学事業団において確認している報酬月額を基に作成します。特定教職員(丙3、乙3、丙6)には送付しません。加入者用は、加入者に配付し、双方で確認してください。

掛金等の早見表は、4年8月末に送付した「令和4年9月〜令和5年3月」の早見表を継続して参照してください。下限改正にかかる等級は、当該早見表にすでに掲載しています。

## 被扶養者の再審査と 加入者証等の検認を実施します

業務部 資格課

私学事業団では、加入者との生計維持関係を確認するため、被扶養者の再審査と加入者証等の検認を行っています。

令和4年度は、東日本ブロックの学校法人等を対象に、被扶養者の再審査と加入者証等の検認を実施します。西日本ブロックの学校法人等は、加入者証等の検認のみ実施します。

### 東日本ブロック

県コード01(北海道)～15(新潟)

### 再審査と検認を実施します

#### ●実施日程

通知文・回答書等の発送

9月13日(火)～15日(木)

回答書・検認結果報告書の提出締め切り

11月15日(火) 必着

再審査結果通知の発送

5年2月7日(火)

#### ●再審査の対象となる被扶養者

3年12月31日以前に認定されている被扶養者(4年12月1日までに75歳を迎える被扶養者及び75歳を迎える加入者の被扶養者を除きます)のうち、次の①②のいずれか(又は両方)に該当

する被扶養者

①平成16年4月1日以前生まれの被扶

養者

②同居が認定の要件になっている被扶

養者

表 被扶養者の収入要件・同居要件

|      | 対象となる被扶養者                                             | 認定要件                         | 確認書類              |
|------|-------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 収入要件 | 60歳未満<br>又は60歳以上で年金を受給していない                           | ◎年収130万円未満<br>(月額108,334円未満) | 所得証明書<br>収入見込証明書等 |
|      | 60歳未満で障害を事由とした年金を受給又は60歳以上で年金を受給                      | ◎年収180万円未満<br>(月額15万円未満)     | 所得証明書<br>年金改定通知書等 |
| 同居要件 | 3親等の血族<br>(ひ孫、おじ・おば、甥・姪等)<br>姻族<br>(配偶者の父母や兄弟、子の配偶者等) | ◎同居<br>→別居した時点で<br>被扶養者を取り消し | 住民票等              |

#### ●再審査で確認する内容

収入及び同居の要件等に該当していることを確認します(表参照)。

その他、次の場合は被扶養者の取り消しが必要となるため、併せて確認してください。

- ・就職して社会保険に加入した
- ・結婚、離婚、離縁など親族関係が変更になった
- ・加入者より優先される扶養義務者が社会保険に加入した・加入者の収入を上回った

#### ●国内居住要件を満たさなくなった

#### ●再審査回答書の提出方法

学校法人等から再審査回答書を加入者に配付し、加入者が対象となる被扶養者の現況を確認して回答書に記入したものを学校法人等が取りまとめ、回答書の回収結果を結果報告書に記入し、回答書とともに期限日までに本事業団へ提出してください。

なお、回答書を提出する際に、表に記載した確認書類を添付する必要はありませんが、本事業団が必要と認めた場合は、確認書類を追加で提出していただくことがありますので、要件の確認は確実にお願いします。

回答書の提出がない場合は被扶養者の認定を継続することができないため、本事業団において被扶養者の認定を取り消します。

回答書の回収漏れや提出忘れのないよう注意してください。

#### ●被扶養者の要件を欠いたとき

被扶養者としての要件を欠いていることが分かったときは、回答書にその旨を記入するとともに、必ず「被扶養者取消申請書DL」も提出してください。

#### ●加入者証等の検認

加入者及び再審査の対象とならない被扶養者は、加入者証等の検認を行ってください。本事業団から送付する再審査・検認該当者一覧の記載内容を学校法人等が確認するか、送付する検認表を加入者に配付し、内容を確認したのち、再審査の結果と併せて結果報告書に記載し、本事業団に提出してください。なお、検認表は提出不要です。

記載内容に訂正等がある場合は、所定の報告書等により手続きが必要です。私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼資格関係▼被扶養者再審査Q&A」を参考にしてください。

### 西日本ブロック

県コード16(富山)～47(沖縄)

### 検認を実施します

#### ●実施日程

通知文・検認表等の発送

9月16日(金)～21日(水)

検認結果報告書の提出締め切り

11月15日(火) 必着

検認方法は、前記の東日本ブロック「加入者証等の検認」と同様です。

# 定時決定にかかる確認通知書を送付します

令和4年9月7日～9日発送

業務部 資格課

「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます。また、電子媒体による報告も含みます。）により決定した定時決定にかかる標準報酬月額について、「確認通知書（2）」を送付します。

学校法人等用と加入者用の2種類ありますので、加入者用は、必ず加入者に配付してください。

## ●「確認通知書（2）」の異動内容

### 定時決定

・「基礎届書」の報告に基づき、4月、5月及び6月の報酬の平均額で標準報酬月額を決定

・ただし、4月、5月及び6月の3か月とも無給又は休職給が支払われている、もしくは支払基礎日数が17日未満（短時間労働加入者は11日未満）であった加入者については、現在確認されている標準報酬月額と同額で決定

### 定時決定（年平均額）

・「基礎届書」及び「年平均額にかかるとる申立書・同意書DL」に基づき、年平均額で標準報酬月額を決定

### 定時決定不要者

・4年6月1日から8月31日までに資格取得（所属学校変更は除きます）した加入者については、資格取得時

の報酬額で標準報酬月額を決定

・4年7月又は8月に標準報酬月額を改定した加入者については、改定後の報酬月額で標準報酬月額を決定

### 定時決定（保険者決定）

・「基礎届書」が未提出又は記入漏れなどにより、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準報酬月額で決定

### ●決定した標準報酬月額の訂正

送付された「確認通知書（2）」の内容に誤りがある場合は「報酬月額訂正申出書DL」を、保険者決定の場合は「基礎届書」を至急提出してください。

### ●決定した標準報酬月額の有効期間

今回決定した標準報酬月額は、大幅な報酬の増減がない限り4年9月から5年8月まで適用し、毎月の掛金等や給付金等の算定基礎となります。

### ●後期高齢者医療制度に該当する人

75歳以上（70歳以上で障害認定された人も含みます）の後期高齢者医療制度に該当する人も、「確認通知書（2）」に年金等給付の支給停止額の計算基礎となる等級と標準報酬月額を表示して

いますが、掛金の徴収はありません。もし、異動内容が「定時決定（保険者決定）」となっている場合は、「基礎届書」を至急提出してください。

### ●「資格喪失報告書DL」の提出

すでに退職している加入者の氏名が「確認通知書（2）」に記載されている場合は、「資格喪失報告書DL」を提出しているか確認し、未提出であれば至急提出してください。

なお、退職日等が1年以上遡る場合は、業務部資格課までお問い合わせください。

### ●学校法人等用の異動内容欄に「\*\*\*」印のある人

「基礎届書」で届け出た報酬（平均額）が、現に確認されている標準報酬月額に比べて2等級以上の差がある加入者については、学校法人等用の異動内容欄に「\*\*\*」印が表示されます。この表示のある人が次の①②に該当する場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を至急提出してください。

注 2等級以上の差があっても、非固

定の給与（残業手当、宿日直手当等）の増減による変動だけで、固定的給与（基本給、扶養手当、通勤手当等）が変動しないときは、標準報酬月額

### ①昇給等による固定的給与の変動

【事例】4月に昇給して固定的給与が変動し、4月、5月及び6月の報酬の平均額が、現に確認されている標準報酬月額に比べ2等級以上増額になった場合

【届け出方法】算定基礎月を4月、5月及び6月とし、7月改定として届け出てください。

なお、基本給が変動せず、扶養手当や通勤手当だけが変動した場合も、固定的給与の変動にあたります。

### ②遡ってベース改定を実施

【事例】4月に遡ったベース改定を5月に実施し差額を支給した場合

【届け出方法】差額支給した月（新ベースで報酬を支給した月）が変動月（算定基礎月の初月）となります。算定基礎月を5月、6月及び7月とし、差額支給額を除いた額（改定後の報酬額）を記入して届け出てください。8月改定となります。

### ●7月以降に、ベース改定（差額支給）を実施したとき

変動月が7月以降になるとときには、「基礎届書」の訂正は必要ありません。変動月から3か月の報酬の平均額が、定時決定（ベース改定前の額で決定）で確認された標準報酬月額と比べて2等級以上の増減がある場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。



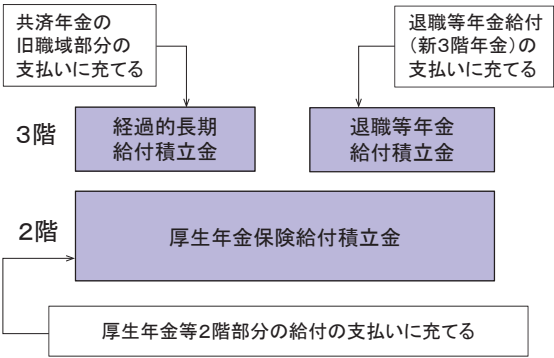
# 令和3年度 年金積立金の運用状況

資産運用部

## 年金積立金の区分

年金積立金は、図のとおり、厚生年金等2階部分の給付の支払いに充てるための厚生年金保険給付積立金、共済年金の旧職域部分相当給付の支払いに充てるための経過的長期給付積立金、退職等年金給付（新3階年金）の支払いに充てるための退職等年金給付積立金に区分し、それぞれの区分に応じて運用しています。

図 年金積立金のイメージ



## 管理運用の方法

年金積立金は、それぞれの積立金ごとに適切に管理運用を行うため、基本ポートフォリオを含む「管理運用の方針」を定めています。

## 管理運用の目的

加入者（被保険者）の利益のため、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理運用を行うことを目的としています。

## 運用の目標

### ● 厚生年金保険給付積立金

厚生年金の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に実質的な運用利回り（運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）を最低限のリスクで確保することを目標としています。

### ● 経過的長期給付積立金

旧職域年金の給付に必要な資金を確保しつつ、長期的に実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することに加え、厚生年金保険料や退職等年金給

付掛金の軽減に寄与することを目標としています。

### ● 退職等年金給付積立金

制度上設定される基準利率以上の運用利回りの確保を目標としています。

## 基本ポートフォリオによる投資

積立金ごとに運用の目標は異なることから、それぞれ長期的観点で最適な資産配分と考える「基本ポートフォリオ」を策定しています。

特に、厚生年金保険給付積立金と経過的長期給付積立金については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本としています。

なお、基本ポートフォリオは適宜検証を行っており、必要に応じて見直すこととしています。

## 資産運用検討委員会

資産運用検討委員会は、私学関係者と資産運用関係の有識者で構成され、年金積立金の運用に関する管理運用の方針の策定及び変更、基本ポートフォリオの検証、管理運用状況の評価及び公表に関して意見を聞くために、定期的に開催しています。

## 市場環境

国内、国外の株式市場は、年明け後のウクライナにおける地政学リスクの顕在化とインフレ圧力に伴う金利上昇を背景に不安定な動きとなりました。国内株式が小幅下落であった一方で、外国株式は大きく上昇しました。

債券市場（長期金利）は、インフレ圧力を背景に、FRBが利上げに踏み切ったことで、年明け後、米国金利は

主要指標（令和3年度の動向）

| 指 標 |         | 令和2年度末                  | 令和3年9月末                 | 令和3年度末                  | 前年度末<br>対比             | 傾向 |
|-----|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----|
| 株式  | 日経平均    | 29,178.80円              | 29,452.66円              | 27,821.43円              | △ 1,357.37円            | 低下 |
|     | NYダウ    | 32,981.55 <sup>ドル</sup> | 33,843.92 <sup>ドル</sup> | 34,678.35 <sup>ドル</sup> | 1,696.80 <sup>ドル</sup> | 上昇 |
| 金利  | 日本国債10年 | 0.10%                   | 0.07%                   | 0.22%                   | 0.12%                  | 上昇 |
|     | 米国債10年  | 1.74%                   | 1.49%                   | 2.34%                   | 0.60%                  | 上昇 |
| 為替  | ドル／円    | 110.72円                 | 111.29円                 | 121.70円                 | 10.98円                 | 円安 |
|     | ユーロ／円   | 129.86円                 | 128.88円                 | 134.67円                 | 4.81円                  | 円安 |

表1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

| 区 分  | 基本ポートフォリオ |       | 簿 価<br>(億円) | 時 価<br>(億円) | 評価損益<br>(億円) | 時価構成<br>割合 | 乖離幅   | 運用利回り  |
|------|-----------|-------|-------------|-------------|--------------|------------|-------|--------|
|      | 資産配分      | 許容乖離幅 |             |             |              |            |       |        |
| 国内債券 | 25%       | ±10%  | 7,683       | 7,811       | 128          | 25.5%      | 0.5%  | △0.27% |
| 国内株式 | 25%       | ±8%   | 5,568       | 7,285       | 1,717        | 23.8%      | △1.2% | 0.42%  |
| 外国債券 | 25%       | ±6%   | 6,347       | 6,712       | 365          | 21.9%      | △3.1% | 4.35%  |
| 外国株式 | 25%       | ±7%   | 4,695       | 8,848       | 4,153        | 28.9%      | 3.9%  | 17.35% |
| 合 計  | 100%      | —     | 24,293      | 30,656      | 6,364        | 100.0%     | —     | 5.70%  |

注) 1. 国内債券には、貸付金と短期資産を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。  
2. 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。

大幅に上昇しました。米国金利の上昇につれて国内金利も上昇しました。  
為替（ドル、円）は、年度の後半から米国のインフレ率上昇、金融政策正常化による日米の金利差拡大、日本の対外収支悪化などから円安ドル高が加速しました。

表2 経過的長期給付積立金の運用状況

| 区 分  | 基本ポートフォリオ |       | 簿 価<br>(億円)       | 時 価<br>(億円)        | 評価損益<br>(億円)     | 時価構成<br>割合         | 乖離幅          | 運用利回り              |
|------|-----------|-------|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------------|
|      | 資産配分      | 許容乖離幅 |                   |                    |                  |                    |              |                    |
| 国内債券 | 35%       | ±9%   | 14,570<br>(3,454) | 14,806<br>(3,571)  | 236<br>(117)     | 67.0%<br>(32.9%)   | —<br>(△2.1%) | △0.30%<br>(△0.46%) |
| 国内株式 | 25%       | ±8%   | 2,038<br>(2,038)  | 2,691<br>(2,691)   | 654<br>(654)     | 12.2%<br>(24.8%)   | —<br>(△0.2%) | △0.24%<br>(△0.24%) |
| 外国債券 | 15%       | ±4%   | 1,595<br>(1,595)  | 1,751<br>(1,751)   | 156<br>(156)     | 7.9%<br>(16.1%)    | —<br>(1.1%)  | 5.85%<br>(5.85%)   |
| 外国株式 | 25%       | ±8%   | 1,485<br>(1,485)  | 2,856<br>(2,856)   | 1,370<br>(1,370) | 12.9%<br>(26.3%)   | —<br>(1.3%)  | 16.84%<br>(16.84%) |
| 合 計  | 100%      | —     | 19,687<br>(8,571) | 22,104<br>(10,869) | 2,417<br>(2,297) | 100.0%<br>(100.0%) | —<br>—       | 2.44%<br>(5.12%)   |

注) 1. 国内債券には、短期資産等を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。  
2. 運用利回りは、時価を反映した修正総合収益率です。  
3. 上段は剰余部分を含む積立金全体を表し、( ) については、基本ポートフォリオの対象である負債対応部分を表しています。

厚生年金保険給付積立金

厚生年金保険給付積立金の年度末残高（時価）は、3兆656億円となり、3年度の運用利回りは、プラス5・7%

運用状況

でした（表1）。  
金利上昇（債券価格は下落）により、国内債券だけがマイナスの運用利回りとなりました。主に、外国株式の大幅な上昇と円安による外貨建て資産の評価益が上昇したことで、全体ではプラスの運用利回りを確保することができました。

経過的長期給付積立金

経過的長期給付積立金の年度末残高（時価）は、2兆2104億円となり、3年度の運用利回りは、プラス2・44%でした（表2）。  
経過的長期給付積立金についても、厚生年金保険給付積立金と同傾向はほぼ同じで、主として外貨建て資産が好調であったことがプラスの運用利回りに寄与しました。

●積立金の負債対応部分と剰余部分

経過的長期給付積立金には、共済年金の旧職域部分の支払いに必要な額（負債対応部分）を超える額（剰余部分）が存在します。

この剰余部分は、基本ポートフォリオの対象とせず、その全額を安全資産で運用することとしています。

なお、この剰余部分を財源として厚生年金保険料や退職等年金給付掛金の軽減を実施しています。

退職等年金給付積立金

退職等年金給付積立金の年度末残高（簿価）は、3041億円となり、3年度の運用利回りは、0・74%でした（表3）。

退職等年金給付制度の基準利率は、3年10月から4年9月まで0%に設定しており、基準利率を上回る運用利回りが確保できています。

表3 退職等年金給付積立金の運用状況

| 区 分  | 基本ポートフォリオ |       | 簿 価<br>(億円) | 簿価構成<br>割合 | 運用利回り |
|------|-----------|-------|-------------|------------|-------|
|      | 資産配分      | 許容乖離幅 |             |            |       |
| 国内債券 | 100%      | —10%  | 3,004       | 98.8%      | 0.75% |
| 国内株式 | 0%        | +10%  | 0           | 0.0%       | 0.00% |
| 短期資産 | —         | —     | 36          | 1.2%       | 0.00% |
| 合 計  | 100%      | —     | 3,041       | 100.0%     | 0.74% |

注) 1. 国内債券には、貸付金等を含みます。また、四捨五入の関係で、合計と一致しない場合があります。  
2. 運用利回りは、実現収益率です。  
3. 国内債券の許容乖離幅は、短期資産との合算で管理しています。

詳細は、私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内▼年金資産の運用▼令和3年度業務概況書）をご覧ください。

## 積立貯金の利率変更 (令和4年10月1日)

福祉部 貯金・貸付課

貯金事業は、積立貯金をしている加入者の皆様の生涯を通して生活設計に役立つよう、お預かりした貯金を運用し、その運用収益を利息として還元しています。

日本銀行による長期間にわたる低金利政策に伴い、運用利回りの低下が続く見込みであることから、現在の積立貯金の利率の年利0・25%に相応する運用益の確保が困難な状況となりました。

そのため、将来にわたって安全かつ効率的な運用を維持する必要があることから、積立貯金の利率を次のとおり変更することとしました。

### ●変更日

令和4年10月1日

### ●利率

年利0・15% (半年複利)

積立貯金は、毎年3月31日及び9月30日現在の利息を4月1日及び10月1日に元金に組み入れます。

今回の利率の変更後も他の金融商品と比べて有利な制度であることは変わりません。

ご理解の程よろしく申し上げます。

## 共済定期保険後期募集にかかる 学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

### 学校加入コースとは

### 学校法人等の福利厚生制度に おすすめです

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は弔慰金・死亡退職金等として加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人に直接支払われます。

### 保険料

- ・原則全額損金として処理できます。
- ・収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます (令和3年度配当率約50・11%)。

### 保障額

- ・10万円から300万円の10種類の中から選択できます。
- ・全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定すること

とができます。

### 加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

### 加入申込期間(5年4月1日加入)

4年11月1日～30日

注 詳細は、10月下旬に送付する後期募集パンフレットをご覧ください。

### 被扶養者にかかる 後期高齢者の住所届

業務部 資格課

被扶養者が75歳の誕生日を迎えると私学共済の被扶養者ではなくなり、後期高齢者として、本人が広域連合に保険料を納付することになります。

この保険料は、私学事業団から広域連合に被扶養者の住所情報等を提供することにより軽減されます。

原則として、加入者同一の住所を提供しますので、被扶養者が75歳の誕生日を迎える時点で加入者と住所が異なる場合は、「後期高齢者医療制度住所届DL」を忘れずに提出してください。

## 宿泊所・保養所の 年末年始の宿泊予約

施設部 管理課

宿泊所・保養所の12月31日及び1月の宿泊は、10月1日(土)から予約受付を開始します。

申し込みの電話が集中するため、一時的につながりにくくなる場合があります。あらかじめご了承ください。

※子ども料金の対象は、3歳以上小学生以下です。

※宿泊予約は、電話で各宿泊所・保養所に直接お申し込みください。

※金沢「兼六荘」の予約は、宿泊の1年前から受け付けを開始しています。

### 年末年始(12月31日～1月3日)の特別料金

| 宿泊所・保養所名   | 電話番号         | 料金(1泊2食) |         |
|------------|--------------|----------|---------|
|            |              | 大人       | 子ども     |
| 湯河原 敷島館    | 0465(63)3755 | 17,900円  | 10,400円 |
| 箱根 対岳荘     | 0460(82)2094 | 17,500円  | 10,200円 |
| 鎌倉 あじさい荘   | 0467(22)3506 | 13,500円  | 9,000円  |
| 葉山 相洋閣     | 046(875)7300 | 15,500円  | 9,300円  |
| 金沢 兼六荘     | 076(232)1239 | 17,800円  | (ツインA)  |
| 志賀高原 やまゆり荘 | 0269(34)2102 | 9,700円   | 5,800円  |
| 軽井沢 すずかる荘  | 0267(45)7311 | 13,300円  | 7,800円  |
| 京都 白河院     | 075(761)0201 | 17,700円  | 10,500円 |



## 令和4年度 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。

参加費は無料です。ぜひ参加してください。なお、新型コロナウイルス感染状況により開催を見合わせる場合があります。

### 加入者向け説明会

日々の生活に役立つ

私学共済制度を学びましょう

#### ●内容

加入者の日々の生活を支える共済制度について説明します。病気やケガをしたときの給付や老後の生活を支える年金のしくみを始め、人間ドック利用費用補助や各種補助券の利用方法など役立つ情報をお知らせします。

新しく加入した人から共済制度を一人から知りたい人まで、幅広く参加できます。

#### ●参加対象者

加入者及び事務担当者

#### ●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさい

トピックス」を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

### 年金説明会

将来に備えて年金制度を学びましょう

#### ●内容

退職後の生活を支える年金制度について説明します。

「年金っていつからもらえるの?」「いつ、どのような手続きをすればいいの?」など基本的な内容を、「ねんきん定期便」などを参考に、分かりやすく説明します。

年金のことがまったく分からない人でも安心して参加できます。

※遺族厚生年金及び障害厚生年金は、対象ではありませんので注意してください。

#### ●参加対象者

加入者及びその家族、事務担当者

#### ●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

### 地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

#### ●内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務の一助として、ご利用ください。

#### ●参加対象者

事務担当者

#### ●開催日程・申し込み方法

説明会を開催する地区の学校法人等に開催案内を別途送付します。開催案内に同封の「地域事務担当者向け説明会参加申込書」に参加者を記入のうえ、各共済業務課まで郵送により申し込んでください。

### 学校訪問型説明会

学校法人等に講師を派遣します

#### ●内容

共済業務課職員が学校に直接訪問して、私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会などに活用できます。

詳細は、各共済業務課までお問い合わせください。

| ブロック名 | 担当都道府県                      | ガーデンパレス名        | 電話番号（直通）     | ブロック広報誌    |
|-------|-----------------------------|-----------------|--------------|------------|
| 北海道   | 北海道                         | 札幌ガーデンパレス共済業務課  | 011（222）6234 | きらら        |
| 東北    | 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島           | 仙台ガーデンパレス共済業務課  | 022（299）6231 | ハーモニー      |
| 関東    | 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨 | 東京ガーデンパレス共済業務課  | 03（3812）2577 | Promenade  |
| 中部    | 富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重     | 名古屋ガーデンパレス共済業務課 | 052（957）1388 | すこやか       |
| 近畿    | 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山          | 大阪ガーデンパレス共済業務課  | 06（6393）9701 | Present    |
| 中国    | 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知  | 広島ガーデンパレス共済業務課  | 082（262）1134 | SunSunニュース |
| 九州    | 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄    | 福岡ガーデンパレス共済業務課  | 092（752）0651 | そよ風        |

## 共済業務

## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が  
確認できるものをお手元に用意してください。

### 積立貯金の後期募集が始まります 申込受付期間 9月26日(月)～10月25日(火)

新たに積立貯金の加入を希望する場合、又はすでに加入している人で、積立金額の変更や中断をしている積み立ての復活を希望する場合は、上記の申込受付期間内に書類を提出してください。私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶よくある質問(Q&A)▶積立貯金にかかるQ&A〕もご覧ください。

## ●制度のあらまし

- 利率 年0.15% (半年複利)  
※令和4年10月1日から利率が変更になります。  
詳細は14頁「積立貯金の利率変更(令和4年10月1日)」を参照してください。

- 積立金額単位 1,000円単位

## ●積み立て方法

- ①定時積立金 毎月の給与から積み立て
- ②臨時積立金 年3回まで、夏期・冬期・春期の賞与等から積み立て

※臨時積立金の方の積み立てはできません。

## ●今回の申し込みによる積み立て開始

11月の給与から ※払込期限は12月9日(金)

## ●申し込み方法

次の所定用紙で申し込んでください。

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を私学事業団に請求し添付のうえ、申込受付期間内に提出してください。

提出締め切り日：10月25日(火) 私学事業団必着

## ●送付先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便(株)神田郵便局私書箱第103号

私学事業団共済事業本部 貯金係

【福祉部 貯金・貸付課】

## アイリスプランの募集

私学事業団では、教職員生涯福祉財団と提携して教職員の経済生活支援事業「アイリスプラン」を実施しています。

詳細は、9月上旬に学校法人等に送付する募集パンフレットをご覧ください。

- 専用フリーダイヤル ☎0120(844)022

【福祉部 貯金・貸付課】

### 令和4年度 特定健康診査にかかる 健診結果データの提出期限(第1回目)

令和4年度の定期健康診断を実施済みの学校法人等は、特定健康診査にかかる健診結果データを取りまとめ、**9月30日(金)**までに提出してください。

提出の際は、事務の効率化と記載不備防止のため、私学事業団のフォーマットによるデータ作成にご協力くださるようお願いします。

詳細は、6月下旬に送付した事務担当者用「特定健康診・特定保健指導元気ガイド」6～14頁をご覧ください。私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶福祉事業関係▶特定健康診に関する事務手続き(事務担当者向け)〕にも掲載しています。

【福祉部 保健課】



## 9月の共済業務スケジュール

|        |                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 2日(金)  | 貸付 送金                                                                      |
| 6日(火)  | 貸付 8月分定期償還期限                                                               |
| 9日(金)  | 貯金 払込期限(必着)                                                                |
| 15日(木) | 貸付 10月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り                                                  |
| 20日(火) | 貯金 送金                                                                      |
|        | 貸付 送金                                                                      |
| 22日(木) | 貯金 払戻・解約請求締め切り<br>積立共済年金 脱退申出等締め切り                                         |
| 26日(月) | 貯金 後期加入申し込み開始                                                              |
| 28日(水) | 掛金等 8月調定分口座振替(自振校のみ)<br>貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ)                              |
| 30日(金) | 掛金等 8月調定分納期限<br>特健 特定健康診査にかかる<br>健診結果データの提出期限(第1回目)<br>貸付 10月24日送金申し込み締め切り |

## 10月の共済業務スケジュール

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 3日(月)  | 貸付 送金                     |
| 6日(木)  | 貸付 9月分定期償還期限              |
| 7日(金)  | 貯金 払込期限(必着)               |
| 14日(金) | 貸付 11月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り |

## 「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています（PDF形式）。

毎月各学校等へ送付していますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

■ 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕

■ 原則毎月1日更新

### 「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供するため、より一層の充実に努めていきたいと考えています。本誌に対するご意見、ご感想、取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記までお寄せください。今後の編集の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見等をお待ちしています。

#### 【企画室】

☎03(3230)7810・7811

Eメール [kikaku@shigaku.go.jp](mailto:kikaku@shigaku.go.jp)

- ① 「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
  - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
  - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について（令和4年9月分）〕も併せてご覧ください。

#### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871～7873

Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)

### 私学事業団の刊行物案内『<sup>こんにち</sup>今日の私学財政』

- ◆『令和3年度版 大学・短期大学編』（冊子+CD-ROM）  
令和4年1月刊行 8,250円（税込）
- ◆『令和3年度版 高等学校・中学校・小学校編』（CD-ROM）  
令和4年2月刊行 2,300円（税込）
- ◆『令和3年度版 幼稚園・特別支援学校編』（冊子）  
令和4年8月刊行 2,000円（税込）
- ◆『令和3年度版 専修学校・各種学校編』（冊子）  
令和4年8月刊行 2,000円（税込）

NPO法人学校経理研究会を通じてご購入いただけます。  
ご購入を希望される方は、NPO法人学校経理研究会  
（☎03-3239-7903・Eメール [gaku@keiriken.net](mailto:gaku@keiriken.net)）に直接お問い合わせください。

#### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール [center@shigaku.go.jp](mailto:center@shigaku.go.jp)

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和4年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び8月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。



## 宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**東京カーテンパレス**

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)  
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅  
(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgo-tokyo.com>

### 東京たびストーリー「カジュアル中華」

夕食は中華料理長おすすめのミニコースディナー、朝食は和洋バイキングを楽しむ宿泊プランです。ホテルならではの食事をご堪能ください。



スーパーアツインルーム  
1泊2食(2名1室/1名様) 8,450円～14,550円

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

特典：14時チェックイン・12時チェックアウト

※「旅story(たびストーリー)パスポート」のスタンプ押印対象プランです。

※夕食は、洋食コース又は会席に変更することができます。



カジュアル中華(夕食イメージ)

湯河原 **敷島館**

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755  
JR「湯河原駅」から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

### お刺身コース

会席コース(12,100円～)のお刺身を「旬の魚の盛り合わせ」にグレードアップした宿泊プランです。新鮮な海の幸と敷島館自慢の源泉掛け流しの温泉を、ぜひお楽しみください。

1泊2食(1名様) 13,600円～

取扱期間：通年(年末年始・盆休みを除きます)

※仕入れ状況により対応できないことがありますので、ご予約の際に「お刺身コース」と指定してください。

※2名様以上、3日前までのご予約とさせていただきます。



旬の魚の盛り合わせ(3人前・イメージ)

## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

# 幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

#### ☆ 融資率

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**  
園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

#### ☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%  
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

#### ■ 主な事業と融資金利(令和4年8月現在)

| 主な事業内容          | 返済期間(据置年数含む) |            |            |                   |
|-----------------|--------------|------------|------------|-------------------|
|                 | 30年以内        | 20年以内      | 10年以内      | 6年以内              |
| 校(園)舎などの建築・用地取得 | 年%<br>1.30   | 年%<br>0.80 | 年%<br>0.40 | 年%<br>0.42        |
| 寄宿舎などの建築・用地取得   | 1.40         | 0.90       | 0.50       | —                 |
| 園バスや備品などの購入     | —            | —          | 0.40       | (5.5年以内)<br>0.308 |

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。  
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868  
Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)